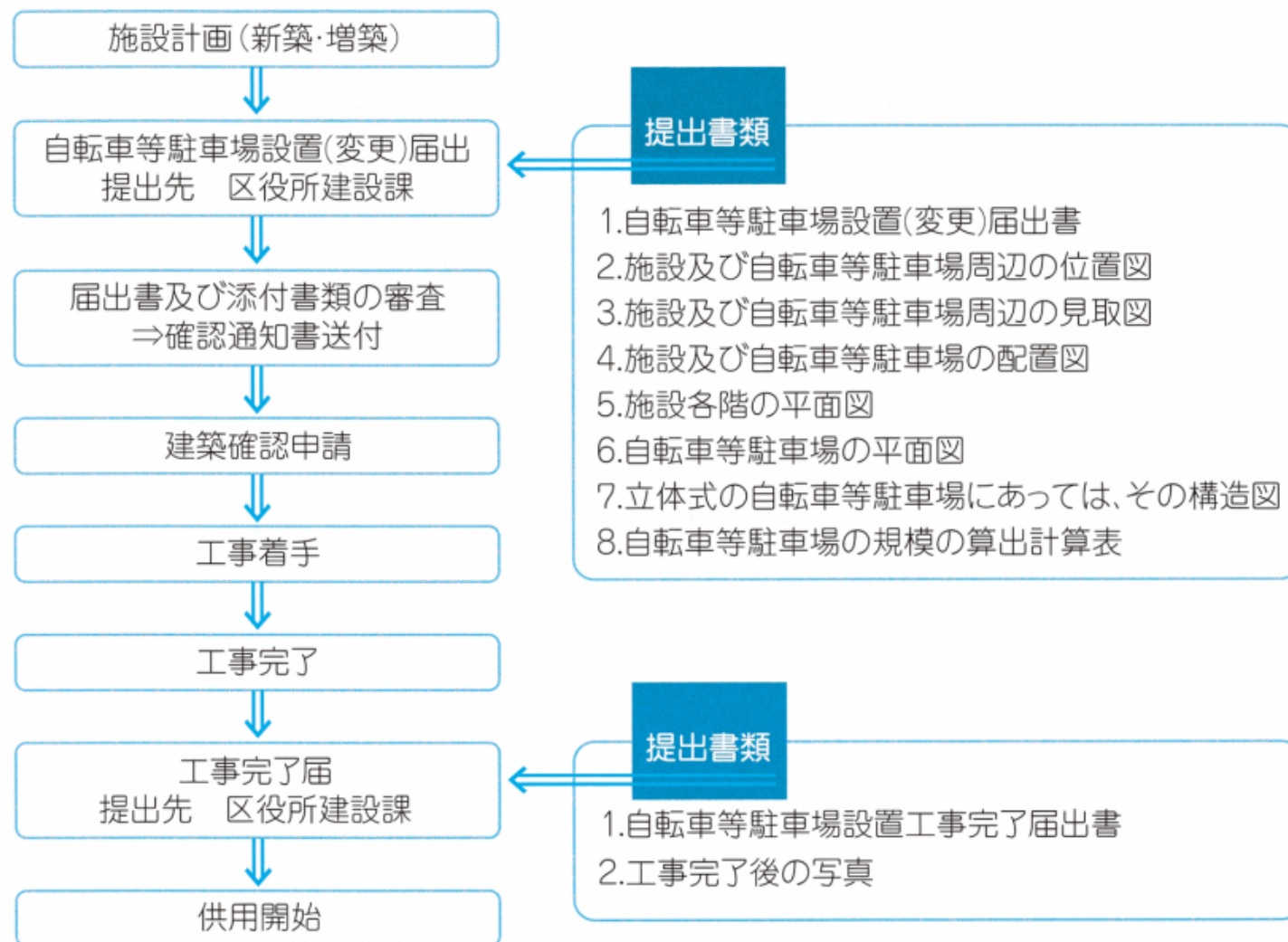


附置義務自転車等駐車場の設置の手続きの流れ



自転車等駐車場の構造・設備について

- 駐車台数1台の面積は、1平方メートル以上としてください。
ただし、ラック等特殊な装置の設置により収容する場合は、駐車台数は当該ラック等特殊な装置の仕様によることができます。
- 表示板等により、自転車等駐車場である旨、使用上の注意等を表示してください。
- 自転車等駐車場は、必要に応じて、柵・屋根や照明器具等の施設を設けてください。

自転車等駐車場の管理について

- 通勤・通学者など施設を利用する者以外の者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用し、あるいは、当該自転車等駐車場が荷物置場、売場等の他の用途に供されることにより設置目的に支障をきたすことのないよう管理してください。
- 当該施設に従事する者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用することにより設置目的に支障をきたすことのないよう適正な規模の従業員用の自転車等駐車場を設置してください。
- 自転車等駐車場の管理者は、自転車等の整理整頓に努めて管理してください。

立入検査等

市では、自転車等駐車場の附置義務制度の適正な運用を図るため、自転車等駐車場の所有者などから必要な限度において、資料の提出を求めたり立入検査を行うことがあります。また条例の規定に違反した者に対して当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることがあります。
なお、この条例の規定に違反した場合や措置命令に従わない場合は罰金に処することがあります。

その他

この条例で自転車等駐車場の設置の義務が課せられない施設につきましても、自転車等の駐車需要を生じさせる施設には、その利用者のために必要な規模の自転車等駐車場を設置していただくようお願いいたします。

Q&A

- Q1** 既存の施設を全面的に除去した後、新たに施設を建築する場合は該当しますか？
- A1** 施設を新築する場合に該当します。
- Q2** 対象施設の算定範囲に含まない床面積はどのような部分ですか？
- A2** 従業員用の施設（更衣室、休憩室など）、倉庫、階段、エレベーター、エスカレーター、便所などです。
- Q3** 施設が指定区域の内外にわたり建築する場合はどのようになりますか？
- A3** 施設のうち指定区域外に存する部分は、算定の対象外となります。

自転車等駐車場の附置義務等に関する問合せ先

● 新潟市各区役所建設課	
北区役所建設課	TEL025 (387) 1405
東区役所建設課	TEL025 (250) 2610
中央区役所建設課	TEL025 (223) 7403
江南区役所建設課	TEL025 (382) 4703
秋葉区役所建設課	TEL0250 (25) 5690
南区役所建設課	TEL025 (372) 6460
西区役所建設課	TEL025 (264) 7661
西蒲区役所建設課	TEL0256 (72) 8507
● 新潟市土木部土木総務課	TEL025 (226) 3021

近隣商業地域、商業地域などに小売店舗、金融機関、遊技場、専修学校などの施設の新築又は増築を予定されている皆様へ

自転車等駐車場の附置義務について



新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例が平成19年4月1日に施行され、平成19年10月1日以降に新築又は増築の工事に着手する一定規模以上の施設は、自転車等駐車場の設置が義務付けられます。

自転車等駐車を設置しなければならない対象施設

新潟市では、良好な道路環境の確保と歩行者の安全性の向上を図るため、自転車等の駐車需要を大量に発生させる一定規模以上の施設を新築又は増築をする場合、自転車等駐車場の設置を義務付ける「新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例」を施行しました。

適用条件

条例で定める指定区域において、一定規模以上の小売店舗、飲食店、銀行、遊技場、専修学校などの施設を新築又は増築をする場合に適用されます。
(既存の施設や施設の用途変更の場合には適用されません。)

条例施行後新たに指定区域となった場合は6ヶ月の適用除外期間があります。

指定区域

1. 都市計画法第8条第1項第1号で規定する近隣商業地域及び商業地域
2. 新潟市自転車等放置防止条例第7条の規定により指定された自転車等放置禁止区域の道路に接する敷地

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模	算定の範囲
小売店舗、物品(映画、音楽等の複製物に限る。)を賃貸する事業所及び飲食店 【小売店舗、レンタルビデオ店その他これに類する施設及び食堂、喫茶店その他これらに類する飲食店】	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルごとに1台	売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理所、客席、調理室、待合室その他これらに類する部分の床面積
銀行その他の金融機関 【銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社、その他これらに類する金融機関】	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積25平方メートルごとに1台	営業室、ロビー、応接室、現金自動支払機設置室その他これらに類する部分の床面積
遊技場その他これに類する施設 【ぱちんこ屋、まあじゃん屋、ゲームセンターその他これらに類する施設】	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルごとに1台	遊技室、景品交換所、客席、ロビーその他これらに類する部分の床面積
専修学校その他これに類する施設 【学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校、学習塾その他これらに類する施設】	施設面積が600平方メートルを超えるもの	施設面積30平方メートルごとに1台	教室、実習室その他これらに類する部分の床面積

備考

- (1) この表により算定した自転車等駐車場の規模が1台に満たない端数が生じたときは、その端数を切捨てます。
- (2) 混合用途施設については、当該用途ごとに上表で自転車等駐車場の規模を算定し、その合計が20台以上である場合に自転車等駐車を設置しなければなりません。
- (3) 施設面積が5,000㎡を超える施設には、5,000㎡を超える部分については設置規模に基づいて算定した規模を2分の1に軽減する措置があります。
- (4) 自転車等駐車場は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内に設置してください。

自転車等駐車場の算定例

算定した台数が20台以上の時に、算定した台数以上の自転車等駐車を設置しなければなりません。

例1 小売店舗の場合

小売店舗
600㎡

$600\text{㎡} > 400\text{㎡}$ 附置義務あり
小売店舗 $600\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 30\text{台}$
※30台以上の設置が必要となります。

例2 混合用途の場合

遊技場 200㎡
小売店舗 300㎡

遊技場 $200\text{㎡} \div 15\text{㎡} = 13.333\text{台}$
小売店舗 $300\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 15\text{台}$
 $13\text{台} + 15\text{台} = 28\text{台} > 20\text{台}$ 附置義務あり
(1台未満の端数切捨て)
※28台以上の設置が必要となります。

例3 大規模施設の場合

小売店舗
8,000㎡

$8,000\text{㎡} > 400\text{㎡}$ 附置義務あり
小売店舗 $5,000 \div 20\text{㎡} = 250\text{台}$
 $3,000 \div 20\text{㎡} \times 0.5 = 75\text{台}$
 $250\text{台} + 75\text{台} = 325\text{台}$
※325台以上の設置が必要となります。

例4 増築の場合(小売店舗を増築した場合)

増築 200㎡
既存施設 300㎡

○既存施設が指定区域に定められた後に建築された場合
 $300 + 200 = 500\text{㎡} > 400\text{㎡}$ 附置義務あり
 $(300 + 200) \div 20\text{㎡} = 25\text{台}$
※25台以上の設置が必要となります。

○既存施設が指定区域に定められる前に建築された場合
 $(300 + 200) \div 20\text{㎡} = 25\text{台}$
20台以上のため附置義務はあるが、設置台数については、以下のとおりとなります。
 $200 \div 20 = 10\text{台}$
※10台以上の設置が必要となります。

